

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年4月2日(2020.4.2)

【公開番号】特開2018-131425(P2018-131425A)

【公開日】平成30年8月23日(2018.8.23)

【年通号数】公開・登録公報2018-032

【出願番号】特願2017-28031(P2017-28031)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/60 (2006.01)

A 6 1 K 8/37 (2006.01)

A 6 1 Q 1/14 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/60

A 6 1 K 8/37

A 6 1 Q 1/14

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月10日(2020.2.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

そして、前記ポリオキシエチレン(カプリル/カプリン酸)グリセリルは、強い洗浄力はあるが、眼を刺激するという課題があり(特許文献1)、また、前記ポリオキシエチレンヤシ油脂肪酸グリセリル2重量%前後の配合量をベースとして、これにポリオキシエチレン(カプリル/カプリン酸)グリセリル2重量%前後を配合した処方が用いられており、更に、前記特許文献5記載の洗浄化粧料においては、ポリオキシエチレン多価アルコール脂肪酸エステル、ポリオキシエチレン多価アルコール脂肪酸エステル、アルキルグルコシドを配合する洗浄剤が提案されているが、前記特許文献5の実施例の記載から判断すると、前記非イオン界面活性剤の総量は5重量%以上であると共に、グリコール類が40重量%以上配合され、且つ水の配合量が25重量%以下なので、例えば、水が70重量%以上配合されているようなクレンジングローションとは製剤の形態が異なっているのである。